

山地災害危険地区について

- 山地災害危険地区とは、山地に起因する山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、官公署、学校、病院、道路等の施設や人家等に直接被害を与える地区で、地形、地質特性からみてその崩壊危険度が一定基準以上のものを国（国有林）及び都道府県（民有林）が調査把握したものであり、治山事業実施箇所の選定や優先度の判断、市町村における警戒避難体制の整備のための要素として活用している。

また、当該危険地区等における山地災害の防止・軽減を図るため、国、道に対して治山事業の計画的な実施を要望する。

〈山地災害危険地区の種類〉

- ・ 山腹崩壊危険地区…山腹崩壊による災害（落石による災害を含む）が発生するおそれがある地区
- ・ 地すべり危険地区…地すべりによる災害が発生するおそれがある地区
- ・ 崩壊土砂流出危険地区…山腹崩壊又は地すべりによって生産された土砂や火山噴出物が土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある地区

なお、位置情報については、次の URL から確認できる。

○北海道（民有林）の山地災害危険地区

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsn/kikenchiku.html>

○北海道（国有林）の山地災害危険地区

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/index.html>